

# 社会存在論の「統一理論」について

## ——その意義と問題点——

倉田 剛

(九州大学)

### 1 はじめに

私が本稿を書くに至った経緯ないし背景を知ってもらうために、不遜な仕方ではあるが、数年前に著したエッセーから「自己引用」することをお許しいただきたい。

制度的事実の解明を主眼とするサールの社会存在論が、ゲーム理論的な制度論にほとんど言及しないことこそむしろ不自然であると言わざるをえない。対決するにせよ、調停を図るにせよ、何らかの仕方でサールの理論は、制度経済学者たちの理論と真剣に向き合う必要があるのではなかろうか。そうすることで、社会存在論は、デイヴィッド・ルイスの慣習理論に代表される分析哲学のもう一つの潮流——言語行為論を原点とする社会存在論とルイスの理論は別々の文脈で論じられることが多い——を巻き込んで発展することが可能になるだろう。私は、既存の社会存在論の枠組みの中で、あるいはそれを超えて、ゲーム理論的制度論を再考することが、社会的集団の適切な理論を組み込むことと並んで、来るべき社会存在論の重要な課題になると確信している(倉田 2017b: 105)。

この件で私が指摘したかったのは、哲学者たちのあいだで頻繁に議論されるサールの社会存在論——標準モデル (standard model) とも称される——は、制度概念の解明を主たる目的としているにもかかわらず、同じく制度概念に関心をよせる経済学者たちの理論をほとんど無視してきたことの「奇妙さ」である。私にとって、このことは、経済学者たちの制度論が、分析哲学界を牽引してきたデイヴィッド・ルイスの慣習理論にインスピレーションを受けてきたことを考えあわせれば、いっそう奇妙に見えたのである。その後、私は、「構成的ルール」にもとづくサールの制度論と、

「ゲーム理論的均衡概念」にもとづく制度論との関係について考察をはじめることになったが、これら二つの制度論の枠組みは大きく異なることもあり、その糸口がつかめずにいた。

ところが、私が指摘した課題は、すでにある哲学者たちによって取り組まれていたのである。このことを知ったのは、「経済学の哲学」の分野で著名なフランチェスコ・グアラ『制度とは何か——社会科学のための制度論』の邦訳刊行によってである（Guala 2016, 邦訳 2018）。

グアラはこの著作、およびそれ以前にフランク・ヒンドリクスとともに発表した諸論文の中で、制度を、調整ゲームの**相関均衡**（correlated equilibrium）として捉え、そこから「**均衡したルール**」（rules-in-equilibrium）という概念を生み出すことで、制度理論における二つの異なるアプローチ、すなわち**ルール説**と**均衡説**は調停できると主張した（Guala and Hindriks 2015; Hindriks and Guala 2015）。この調停を可能にする理論は、社会存在論の「**統一理論**」（unified theory）と名づけられる。

しかし、グアラたちの試みは、私が以前に指摘した課題の解決への重要な貢献をなす一方で、既存の社会存在論の枠組みに対するラディカルな批判を含む。とくに本稿で焦点を当てたいのは、「サール理論における構成的ルールは不要である」あるいは「構成的ルールはすべて統制的ルールに還元可能である」といった仕方で表現されるグアラたちのテーゼである。私はこのテーゼが説得力を欠くことを最終的に示すつもりである。

本稿は、グアラたちの提案する「統一理論」の意義と限界を、私なりの仕方で評価することをそのねらいとする。次の第2節および第3節で、私は、制度に関する基礎理論には、二つの異なるアプローチ——「ルール説」と「均衡説」——があることを紹介し、それぞれの利点と問題点を指摘する。ついで第4節では、それら二つのアプローチの調停に向けた準備作業として、「調整ゲーム」およびその解の一つとしての「相関均衡」の概念を、ごく簡単に解説する。そのうえで第5節において、グアラたちの主張——制度とはルールであると同時に均衡である——が正当化される際に重要な役割を果たす「放牧ゲーム」とその相関均衡について考察を行う。第6節では、ルール説と均衡説を統合する理論（「均衡したルール説」）が、サールの制度論に向けた根本的批判を吟味する。最終的に、第7節では、グアラたちの批判が説得力を欠くことを、（1）「同一説」、（2）「言語の役割」、（3）「法の形式」という三つの観点から論じ、第8節で、簡単なまとめと今後の展望を述べる。

## 2 制度に関する「ルール説」と「均衡説」

制度とは何か。広く支持されている見解によれば、制度とは何らかのルールである。しばしばこの見解を代表するものとして引用されるのが、ダグラス・ノースの言葉である。

制度は日常生活に構造を与えることにより不確実性を減少させる。それは人々の相互作用にとっての指針である。それによって、われわれは、通りで友人に挨拶したいとき、車を運転したいとき、オレンジを買いたいとき、お金を借りたいとき、事業を起こしたいとき、死者を埋葬したいとき、〔・・・〕それをどのように行ったら良いかを知る（ノース 1994: 4）。

制度は社会におけるゲームのルールである。あるいはより形式的に言えば、それは人々によって考案された制約であり、人々の相互作用を形づくる（ibid., 3）。

ノースの用法において、「制度」という言葉は幅広い外延をもつ。すなわちそれは社会におけるインフォーマル・ルール（慣習）とフォーマル・ルール（法）の双方を指す語として理解される。やや奇妙に聞こえるかもしれないが、少なくとも哲学と経済学では、こうした用法がむしろ一般的である。（「制度化」は必ずしも「法制化」を意味するわけではない。）

ノースも示唆するように、ルールとしての制度がなければ、私たちの日常生活は不確実性に満ちたものになるだろう。たとえば、あなたがある女性と結婚したいとしよう。結婚に関する何らかのルールがなければ、あなたは様々な困難を抱えてしまうに違いない。幸いなことに（いつも「幸い」とは限らないが）、あなたは特定の制度の中に生きている。日本の伝統的社会の中であれば、あなたは、一方ではインフォーマルなルールに従って、女性の両親に挨拶をし、彼らの「許可」をとりつけ、場合によっては結納を交わす。また他方で、あなたはフォーマルなルールに従って、婚姻届けを提出するはずである。このように、私たちの社会的行為がある程度円滑になされ、かつ私たちの相互作用が曲りなりにも安定しているとすれば、それは私たちが、行為の指針となるルール（制度）に従っているからに他ならない。ルール説はこうした私たちの日常的実践をうまく説明するように見える。

しかしながら、制度がルールに他ならないとすれば、私たちは**実効的な制度と実効的でない制度**をどう区別できるのか。ルール説への批判者たちはこのような疑問を提示する。この疑問は少々分かりづらいかもしれないので、言葉を補足しておこう。

制度がルールであれば、実効的な制度とは「実効的なルール」である。ルールの実効性とは、一般的に、ある集団に属する大多数の人が現にそれに従っているという事実によって説明される<sup>1</sup>。しかし、ルール説の批判者たちは、ルール説では、なぜ大多数の人があるルールに従い、他のルールには従わないのかを十分に説明できないと言う。つまり、ある制度は実効的であり、他の制度はそうでない（形骸化している）のはいかなる理由によるのかがはっきりしないと批判するのである。ここから、制度を、「人々がそれを為すことにインセンティブを見い出すような行為の規則性（regularities）ないしパターン（patterns）」として捉える見解、すなわち制度に関する均衡説が現れる。

### 3 均衡説の利点と欠点

均衡説は、制度を人々のインセンティブに裏づけられた行為の規則性として捉える。この見解は、ルイスによる「慣習」（convention）の定式化以降、ゲーム理論家たちや経済学者たちにとって一般的となっているように見える（cf., Lewis 2002 [1969]）。この立場の利点の一つは、多くのケースにおいて、制度（行為の規則性）を、（調整ゲームの）ナッシュ均衡として特定できることにある。このことを「交通ゲーム」と呼ばれる単純な例を使って確認しておこう。

次のような事態を想像してほしい。あなたは、自動車が公道を走行しはじめた時代にいる。自動車の普及に伴い、しだいに公道上での正面衝突事故が増えてきた。あなたは他の人たちと行動を調整することで事故を避けたいと思うだろう。他の人たちも同様だと想定される。この場合、あなたが道の左側を走行し、他の人たちも左側を走行すれば、事故は避けられる。このときのあなたの利得は1、他の人たちの利得も1であるとしよう。この行動の組み合わせは図Iの左上のセルが表現している。同様に、あなたが道の右側を走行し、他の人たちも右側を走行するケースでも、事故は避けられる。あなたと他の人たちの利得は先ほどと同じである。この行動の組み合わせ

1. ルールの「実効性」（efficacy, Wirksamkeit）と「妥当性」（validity, Geltung）とは区別される。あるルールが実効的であるのは、それがほとんどの人たちによって守られているからである。これに対し、あるルール（規範）が妥当（有効）であるのは、それよりも上位のルール（規範）によって根拠づけられているからである。ハンス・ケルゼンは法の妥当性（効力）について次のように述べている。「[・・] この刑法の効力〔妥当性〕根拠が問われるならば、「刑法は議会が議決したものであるから有効〔妥当〕なのであり、そしてこの議会には憲法が一般的法規範を設定する権限を賦与しているからだ」と答えられる」（ケルゼン 2014: 192-193）。

は、図 I の右下のセルが表現している。ところが、あなたが道の左側を走行しているのに、他の人が右側を走行すれば、正面衝突する可能性が大きくなるため、両者の利得はともに-1 である。同様に、他の人が道の左側を走行しているのに、あなたが右側を走行するケースでも、両者の利得はともに-1 となる。これらの行動の組み合わせは、それぞれ右上と左下のセルが表している。

図 I：交通ゲーム

あなた ＼ 他の人	左	右
左	1, 1	-1, -1
右	-1, -1	1, 1

ゲームの合理的プレイヤーは自分の利得を最大にするように振る舞う（と仮定されている）ので、この「交通ゲーム」では、（左、左）および（右、右）という二つの均衡が実現する。これらの均衡は「ナッシュ均衡」と呼ばれる。ナッシュ均衡が実現しているとき、あなただけが一方的に行動を変えても、あなたは自分の利得を上げることはできない。同様のことが他の人についても成り立つ。たとえば、あなたと他の人がともに左側を走行しているときに、あなただけが一方的に行動を変えて右側を走行しても、あなたは自分の利得を大きくすることはできず、このことは他の人にも当てはまる。つまり、あなたも他人も行動を一方的に変えるインセンティブをもたないことから、安定した状態が保たれる。これが「均衡」と言われる所以である。

この単純な例が示しているのは、自動車の走行に関する交通制度の一つは、調整ゲームの均衡として実現するということである。しかも、こうしたゲームに複数の均衡が出現することは、ある地域では「左側走行」という制度が成立する一方で、他の地域では「右側通行」という制度が成立する事実と整合的である。

制度に関する「均衡説」は十分に説得的であるように見える。それは、なぜ人々がある制度に従うのかをうまく説明してくれるからだ。つまり、均衡説は、現に人々のあいだに見られる行動の規則性（パターン）としての「実効的な制度」を、人々の相互期待とインセンティブから解明することに成功している。これはたんに「制度とは

ルールである」と主張することとは異なる。

とはいえ、均衡説にも欠点がないわけではない。その一つとして次の点を指摘しておきたい。均衡は、インセンティブにもとづく人々の相互作用（ゲームのプレイ）の結果として生じる状態である限り、直接的な仕方では人々にゲームのプレイの仕方を教えるものではない。したがって、均衡説は、ルール説が強調する制度の重要な側面、すなわち人々に行動の指針を与えるという側面を説明できていない。

#### 4 相関均衡

制度とはルールであるのか、それとも均衡であるのか。この問いに対し、グアラは、基本的には均衡説をベースにしつつも、「その両方だ」(both) と答える。「[・・] 制度は、私たちのパースペクティブに応じて、ゲームの均衡だと考えてもよいし、ルールだと考えもよい」(Guala 2016: 50)。より正確に言えば、制度は、外部の観察者の視点からは、あるタイプのゲームの均衡に対応する行動の規則性であるのに対し、内部のプレイヤーの視点からは、「何をすべきか」を指図するルールとして捉えられる。だが、この「折衷的」にも見える答えがいかんにして可能であるのか。グアラたちは、**相関均衡**と呼ばれる均衡概念を使って、この問題を解決しようとする<sup>2</sup>。やや話を先取りすると、この均衡概念こそ、グアラたちの試みを、制度に関する二つの異なる立場のたんなる「折衷」ではなく、「統合」(統一 unification) と言わしめるものになっている。

この節では、グアラたちの試みをよりよく理解するために、少し迂回して、以下の議論で重要となる相関均衡の概念をインフォーマルな仕方でも解説しておきたい<sup>3</sup>。

具体的な例から話をはじめよう。「男女の争い」(Battle of Sexes) というよく知られたゲームがある。このゲームは前節で検討した調整ゲームの一つであるが、交通ゲームとは異なり、プレイヤーたちのあいだに利得の非対称性が見られる。ゲームの概略はこうである。ケンジ(男性)とシズカ(女性)は今週末にデートすることを予定している。ケンジはサッカーを二人で観に行きたいのに対し、シズカは二人でショッピングをしたい。二人でサッカー観戦をする場合のケンジの利得は2、シズカの利得は

2. この均衡概念は、ロバート・オーマンによってはじめて定式化された (Aumann 1987)。

3. 概説書のレベルで、相関均衡に関して日本語で読むことができる文献はそれほど多くはないが、岡田(2008)における要を得た簡潔な記述と、川越(2010)におけるやや踏み込んだ解説は参考になる。

1である。逆に、二人でショッピングをする場合のケンジの利得は1、シズカの利得は2である。しかし、デートが成立しないとき、すなわち一方がサッカー観戦をし、他方がショッピングをする場合の利得は両者ともに0である。これは、二人がデートをすることに共通の利益を見出していることを意味する。

図 II：男女の争い

ケンジ / 利得	シズカ	サッカー	ショッピング
サッカー		2, 1	0, 0
ショッピング		0, 0	1, 2

図 II はこのゲームの利得表である。このゲームには、純粋戦略のナッシュ均衡が二つある。すなわち（サッカー、サッカー）と（ショッピング、ショッピング）である。しかし、図 II から見えてとれるように、いずれの均衡が実現するかに応じて、ケンジとシズカの利得は異なるものとなる。すなわち両者のあいだには利害の対立がある。いったいどのようにして二人の利害は調整されるのか<sup>4</sup>。

もっとも自然なやり方は、たとえば二人でじゃんけんをしてケンジが勝てば二人でサッカー観戦に、シズカが勝てば二人でショッピングに行くといったものだろう。コインを投げて表が出ればサッカー観戦に、裏が出ればショッピングに行くという方法でもよい。こうしたやり方において重要なのは、もともとのゲームに対して外的な装置（じゃんけん・コイン投げ）を利用して、プレイヤーたちが行動選択を行うということである。私たちが関心を向ける相関均衡とは、このような意思決定の仕方（相関戦略）において実現する均衡を指す。なお、そこで利用される外的装置は「相関装置」（correlation device）ないし「シグナル」（signal）と言われる。

ハーバート・ギンタスによれば、相関均衡は、ナッシュ均衡と比べてより自然な解概念であるにもかかわらず、古典的なゲーム理論では無視されてきたという（Gintis

4. これら二つの均衡に加えて、このゲームには混合戦略のナッシュ均衡もある。それはケンジもシズカも2/3の確率で、自分が好む戦略を選ぶことである。しかしこの場合、両者の期待利得はともに2/3となり、「公平」にはなるが、純粋戦略のナッシュ均衡における利得よりも低くなる。ゆえに、二人がわざわざ混合戦略をとることは一般的には考えにくい。

2009: 47, 邦訳: 61)。この理由についてギンタスは次のように述べる。

ゲーム理論家が相関均衡の概念を取り入れてこなかったのは、それがゲーム理論の内部では説明し得ない、振付家 (choreographer) というかたちをした、ある積極的な社会的主体 (an active social agency) の存在を要求しているように見えるからである (idem.強調は引用者による。)

振付家とは何とも興味深い比喩である。ここでは、バレエダンサーたちの動きに指示を与えるような「コレオグラファー」がイメージされるが、ギンタスはこの比喩で、社会規範 (social norm) を与える何か、あるいは社会規範それ自体を表そうとしている。つまり、振付家は、プレイヤーたちに行動の指針となるルールを与える者、あるいはルールそのものの比喩なのだ。この比喩を使って、ギンタスは次のように相関均衡を規定する。

インフォーマルに言えば、認識論的ゲーム  $G$  の相関均衡とはゲーム  $G^+$  のナッシュ均衡である。ゲーム  $G^+$  とは、われわれが振付家と呼ぶ新たなプレイヤーの最初の行動が付け加えられたゲームである。振付家は確率空間  $(\Gamma, p)$  において確率変数  $\gamma$  を観察する。その上で、各プレイヤー  $i$  にどのような純粋戦略を選ぶべきかという「指令」(directive)  $[\cdot \cdot \cdot]$  を出す。各プレイヤーにとって、もし他のプレイヤーが振付家の指令に従うとするならば、自分も振付家の指令に従うことが最適反応となる [ような戦略の組が相関均衡である] (Gintis 2009: 142, 邦訳: 195-196)。

先ほどの例を使って、ギンタスが言いたかったことを簡単に解説しよう。私たちの例は「男女の争い」であり、ここではケンジとシズカの利害の対立が問題となっていた。振付家は「二人で一枚のコインを投げて、表が出ればサッカー観戦に、裏が出ればショッピングに行け」という指令を出す。ケンジとシズカがこの指令に従えば、二人の戦略の組み合わせの確率分布は、次の図 III のようになる。



図 III : ケンジとシズカの戦略の組み合わせの実現確率

ケンジ / 背斜線 シズカ	サッカー	ショッピング
サッカー	1/2	0
ショッピング	0	1/2

ケンジとシズカが振付家の指令に従うという仮定のもとでは、(サッカー、サッカー) または (ショッピング、ショッピング) という組み合わせが実現するかのいずれかである。コインの表と裏はそれぞれ 1/2 の確率で出現すると仮定すれば、前者の組み合わせが実現する確率は 1/2 であり、後者の組み合わせが実現する確率も 1/2 である。そして、他の組み合わせが実現する確率は 0 である。図 III はこのことを表している。(セル内の数字は、利得ではなく、確率を表すことに注意。)

ギンタスが「振付家と呼ぶ新たなプレイヤーの最初の行動が付け加えられたゲーム」と表現する**拡張ゲーム**を、私たちは——ギンタス自身のやり方とは異なるが——オリジナルのゲーム  $G$  に、条件付き戦略を加えた  $G+$  と捉えたい。この拡張ゲーム  $G+$  は次のような利得表で表現することができる (図 IV)。

図 IV：拡張された男女の争い G+

ケンジ \ シズカ	サッカー	ショッピング	コインが表であれば サッカー・裏であれば ショッピング
サッカー	2, 1	0, 0	1, 1/2
ショッピング	0, 0	1, 2	1/2, 1
コインが表であれば サッカー・裏であ ればショッピング	1, 1/2	1/2, 1	3/2, 3/2

新たに付け加わった「条件付き戦略」とは「コインが表であればサッカー・裏であればショッピング」である。二人がともにこの戦略をとった場合、その戦略の組み合わせは相関均衡である（右下のセル）。この相関均衡において、二人はともに  $3/2$  の利得を得る。確認しておく、(サッカー、サッカー) と (ショッピング、ショッピング) はそれぞれ  $1/2$  の確率で実現するので（図 III）、ケンジの期待利得は  $1/2 \times 2 + 1/2 \times 1 = 3/2$  であり、同様にシズカの期待利得は  $1/2 \times 1 + 1/2 \times 2 = 3/2$  である。この期待利得  $3/2$  は、デートはできたが自分の希望は叶わなかったケースの利得  $1$  よりも大きく、それほど「悪くない」と言えよう。しかも、両者が等しい期待利得を得るという点からも「望ましい」と言えるかもしれない<sup>5</sup>。

ギンタスは先ほどの引用の中で、相関均衡とは「各プレイヤーにとって、もし他のプレイヤーが振付家の指令に従うとするならば、自分も振付家の指令に従うことが

5. 一方が条件付き戦略をとり（つまり振付家の指令に従い）、他方が別の確定的戦略をとる（つまり振付家の指示に従わない）場合の利得はどうなるのだろうか。たとえば、左下隅は、ケンジが条件付き戦略をとり、シズカがサッカーという戦略をとる組み合わせであるが、このときケンジの（期待）利得は  $1$ 、シズカの利得は  $1/2$  である。なぜなら、シズカは確実にサッカーを選択するので、ケンジは  $1/2$  の確率で  $2$ （コインが表の場合：ケンジは指令に従ってサッカーを選ぶので、(サッカー、サッカー) が実現）を、 $1/2$  の確率で  $0$ （コインが裏の場合：ケンジは指令に従ってショッピングを選ぶが、シズカは指令に従わず確実にサッカーを選び（ショッピング、サッカー）が実現）を得る。すなわち、 $1/2 \times 1 + 1/2 \times 0 = 1/2$ 。一方が条件付き戦略をとり、他方が確定的戦略をとる他の組み合わせも、同様の仕方で利得を計算することができる。

最適反応となるような戦略の組」だと述べていたが、このゲーム  $G+$ において、ケンジにとって、もしシズカが「コイン投げのルール」に従うならば、自分もそれに従うことが最適反応であることは明らかである。そしてシズカにとっても事情は同じである。このことは、(コインが表であればサッカー・裏であればショッピング、コインが表であればサッカー・裏であればショッピング) という相関均衡は、 $G+$ のナッシュ均衡 (の一つ) であることを意味する。実際、相関均衡が成り立っているとき、ケンジだけが一方的に戦略を変えても彼の利得を上げることはできないし、逆にシズカだけが一方的に戦略を変えても彼女の利得を上げることはできない。このように、相関均衡はナッシュ均衡がもつ重要な性質を備えているのである。

## 5 放牧ゲーム

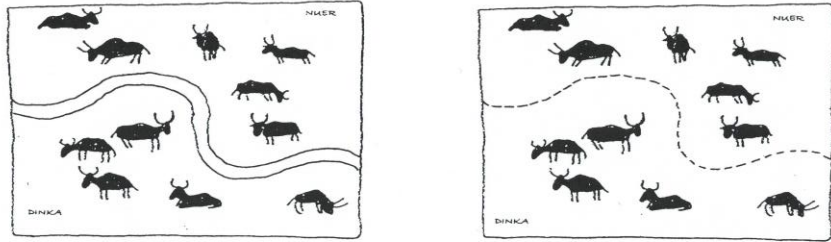
前節で行った相関均衡についての「迂回」を経て、グアラたちの企て——制度に関するルール説と均衡説を統合する企て——の理解へと歩を進めることにしたい。

グアラたちが検討する事例は、私有財産の起源に関する次のような「寓話」である (Guala 2016: Ch. 4; Guala and Hindriks 2015)。

その昔、二つの部族が牧草地を求めてソバト溪谷に定住した。ヌアー族は、溪谷を横切る川の北から、ディンカ族はその南からやって来た。当初は、牛たちに川を渡らせるのは困難だったため、ヌアー族は川の北側だけで放牧し、ディンカ族は川の南側だけで放牧していた (図 V(a))。しかし、気候の変化で溪谷を流れる川は干上がってしまい、いまや川床がのこるだけとなった。両部族は、そう望めば対岸に牛を移動できるように became ため、あらゆる土地の区画が争いの対象となりうる状況、つまり小競り合いが容易に全面戦争にエスカレートしうる状況へと変化した (図 V(b))。

図 V (a) Guala 2016: 45 (Figure 4.1.)より

(b)



この寓話が語る戦略的状況（放牧ゲーム）を通常のゲーム理論でモデル化すると図 VI のような利得表ができあがる。

図 VI : 放牧ゲーム

デンカ族 ヌアー族	放牧する	放牧しない
放牧する	0, 0	2, 1
放牧しない	1, 2	1, 1

この放牧ゲームにおいて、両部族が川床を越えて放牧すると、全面戦争となり両部族の利得はともに 0 となる（放牧する、放牧する）。これに対し、一方が川床を越えて放牧し、他方が放牧しないのであれば、放牧する部族の利得は 2、放牧しない部族

の利得は1となる。また、両部族とも川床を越えて放牧しないのであれば、利得はともに1であるとしよう。このゲームには（純粹戦略における）二つのナッシュ均衡が存在する。それは（放牧する、放牧しない）と（放牧しない、放牧する）である。しかし、そこには前節で検討した「男女の争い」と似た、利害の対立がある。さて、いかにして両部族はこの利害の対立を解消するのだろうか<sup>6</sup>。

グアラたちの寓話は次のように展開する。「相手部族の牧草地に侵入することは容易であったが、ヌアー族とディンカ族は紛争を避けることを望んだ。ヌアー族はかつての川床の北側で放牧し、ディンカ族は南側で放牧し続けた。各部族は進んでその川床を、領土を分かつ境界線として扱った」（Guala 2016: 46, 邦訳: 78, 強調は引用者）。グアラらによれば、両部族は「原初的な私有財産の制度」をつくり出したのである。しかしながら、通常のゲーム理論ではこうした「調整」は不可能であるように見える。実際、（放牧しない、放牧しない）という戦略の組み合わせは、ナッシュ均衡ではない。言い換えれば、（放牧しない、放牧しない）から、一方の部族が自分たちだけ「放牧する」に戦略を変えると、利得を上げることができる。こうした余地のあることは、たとえ（放牧しない、放牧しない）が何らかの歴史的偶然によって実現したとしても、それは極めて不安定な戦略の組み合わせであることを意味する。したがって、それは（ゲーム理論的な）均衡たりえない。だとすれば、両部族はどのようにして互いの戦略を調整し、利害の対立を解消するのか。

グアラたちが採用するのは、前節で見た関連戦略である。ここで再び「振付家」の比喩が登場する。

振付家はコインを投げ、公に告知する。表が出たら「ヌアー族が放牧する」、裏が出たら「ディンカ族が放牧する」。二人のプレイヤーはコイン投げの儀式を見ていて、相手もまたそれを見ることができることを知っている。さらに、彼らは、両者ともに同じ儀式を見ている、ということを知っていることを知っている（等々）。つまりコイン投げの結果は共通知識である（Guala 2016: 48, 邦訳: 80）。

このような環境においては、振付家のアドバイスに従うことが妥当であるように思われる。言い換えると、各プレイヤーはコイン投げの結果に基づいて行動を条件付け、以下のような明確な戦略に従うのである。「振付家が放牧せよと言うのであれば「放牧する」を選択し、そうで

---

6. このゲームには混合戦略のナッシュ均衡もあるが、それは前節で見た「男女の争い」のケースと同様に、利害の対立の解消にはまったく効果的ではないため、ここでは考察の外におく。

なければ「放牧しない」を選択する」。両プレイヤーが、相手プレイヤーがこの戦略に従うことに自信をもっているならば、コインを公的に投げることで双方の利得が上がる。儀式的結果を有効活用して、彼らは常に効率的な結果にコーディネートするだろう (idem., 邦訳: 81)。

放牧ゲームにおいて相関装置 (シグナル) の役割を果たすのは、実際にはコイン投げではなく、「川床」である。両部族は、川床を一緒に観察することで互いの戦略を調整する。つまり、「土地が川床の北に位置すれば放牧する・南に位置すれば放牧しない」といったように、自らの戦略を川床に対する土地の位置に条件づけるのだ。言い換えれば、そうした条件付き戦略をゲームの構成要素に加えることで、互いの戦略を相関させるのである。それを可能にするのが、振付家の指令である。もともとヌア一族は、川の北側からやってきてそこに定着したので、振付家は「土地が川床の北にあれば放牧せよ・南にあれば放牧するな」という指令をヌア一族に与える。同様に、もともとディンカ族は川の南側からやってきてそこに定着したので、振付家は「土地が川床の南にあれば放牧せよ・北にあれば放牧するな」という指令をディンカ族に与える。グアラたちによれば、振付家によるこれらの指令は「所有権」という社会規範の萌芽として捉えることができる。

振付家の指令にもとづく条件付き戦略を入れたゲームは拡張された放牧ゲームとして、次のような利得表で表現される (図 VII)。

図 VII : 拡張された放牧ゲーム

ディンカ族 ヌア一族	放牧する	放牧しない	土地が川床の南ならば放牧する・北ならば放牧しない
放牧する	0, 0	2, 1	1, 1/2
放牧しない	1, 2	1, 1	1, 3/2
土地が川床の北ならば放牧する・南ならば放牧しない	1/2, 1	3/2, 1	3/2, 3/2

この拡張されたゲームにおいて、ヌアー族とディンカ族がともに条件付き戦略をとるならば、図 VII の右下隅の相関均衡が実現する。この均衡における両者の期待利得は——1/2 の確率でヌアー族が川床の北におり、1/2 の確率でディンカ族が川床の南にいと仮定すれば——ともに 2/3 である。前節で見た「拡張された男女の争い」ゲームとまったく同じであるが、念のため確認しておく、先の仮定より、(放牧する、放牧しない) と (放牧しない、放牧する) はそれぞれ 1/2 の確率で実現するので、ヌアー族とディンカ族の期待利得は、ともに  $1/2 \times 2 + 1/2 \times 1 = 3/2$  となる。この 3/2 という利得は、「越境した」場合の利得 2 と比べると小さいが、「越境された」場合の利得 1 よりも大きい。(むろん、ともに放牧する場合の利得 0、ともに放牧しない場合の利得 1 よりも大きい。) また、両部族の利得は互いに等しいので「平等性」も確保できる。したがって、彼らがこの相関均衡をプレイするインセンティブは十分にあると言えよう。しかも、この条件付き戦略の組み合わせ(相関均衡)は、前節で見た通り、ナッシュ均衡のもつ性質——自分だけが一方的に戦略を変えたとしても利得を上げることにはできないという性質——をもつ。たとえば、両部族が条件付き戦略を採用しているときに、ヌアー族だけ一方的に戦略を変えても、ヌアー族の利得は上がるどころか、3/2 から 1 に下がってしまう。ディンカ族に関しても事情はまったく同じである。

このように、拡張された放牧ゲームは、外部の相関装置(川床)を利用することで、条件付き戦略を導入し、その結果、既存の二つのナッシュ均衡に加えて、第三の均衡(相関均衡)の可能性を生じさせるのである。

## 6 「均衡したルールの理論」とサール批判

ここであらためてグアラの主張を検討したい。「制度はルールであるのか、それとも均衡であるのか」という問いに対し、グアラは「その両方だ」と主張した。制度は、外部の観察者にとっては、行動の規則性としての均衡であるのに対し、内部のプレイヤーにとっては、彼らに行動の指針を与えるルールとして現れるからだ。グアラは、このことを放牧ゲームの事例を用いて示そうとした。原始的な財産権の制度は、両部族の行動を観察する人類学者の視点からは、ゲームの相関均衡であるが、両部族の視点からは、行動を導くルールでもある。

こうして得られるのが**均衡したルール**(rules-in-equilibrium)の概念である。グアラによれば、社会制度に関する均衡したルールの理論は、**社会存在論の統合的見解**(a

unified view of social ontology) を提供する。

均衡したルールの理論は、「ルール説と均衡説との関係をどう捉えればよいのか」という社会存在論の難問の一つに、新たな解決の道筋をつけたという点で、高く評価されるべきだろう。それは、ルール説がもつ難点——制度の実効性をいかに説明するのか——を解決するだけでなく、均衡説がもつ難点——制度は行動の指針となる側面をもつが、均衡はそれを説明しえない——も取り除いてくれるように見える。また、その理論は、素朴な均衡説とは異なり、「すべての均衡が制度であるとは限らない」という自明の事実をうまく説明できる。(一般的に、囚人のジレンマ型ゲームにおける均衡は「制度」とは呼ばれない。) かくして、均衡したルールの理論は、制度の生成・存在態様・存続の説明を中心的な課題とする社会存在論にとって大きな意義をもつことは疑いえない。

しかし見落としてはならないのは、グアラたちの理論には、サール理論に対する根本的な批判が含まれていることである。サール理論が社会存在論の「標準モデル」であるとすれば、均衡したルールの理論は、現代の標準的社会存在論と根本的レベルにおいて対立することになる。以下では、グアラたちによるサール批判の妥当性を吟味し、両理論の決定的な対立を回避する道を模索したい。

まず確認しておきたいのは、サール理論は「特殊なルール説」として捉えられるということである。なぜ「特殊」であるのかと言えば、それは**構成的ルール**、すなわち「X は (文脈 C において) Y と見なされる」という形式をもつルールを中心とする制度論であるからだ (Searle 1995; Searle 2010)。サール理論によれば、制度の生成に際して、構成的ルールは、それと対比される**統制的ルール** (「(A であれば) B せよ」) がもたない役割を果たす。この理論において、たとえば前節でも見た**所有権 (財産権) 制度**は、ある構成的ルール——「ある人が正当な手続きによって取得した物件 (X) は、日本において、その人の所有物 (財産 Y) と見なされる」——を、私たちが集合的に承認することで生成すると考えられる。他方、「それが他人のもの (所有物) であれば、それを他人の許可なく持ち去ってはならない」といった**統制的ルール**は、制度の生成にとって副次的な役割を果たすのみである。なぜならそれは、すでに存在する行為 (「窃盗」) を規制するだけであるからだ。それに対して、先の構成的ルールは「窃盗」という行為の前提条件 (所有権制度) をまさに創出する機能をもつ。この意味で、構成的ルールは統制的ルールに「先立つ」と考えられるのである。したがって、サールは**構成的ルールの諸体系 (the systems of constitutive rules)**こそが制度であると考え (cf., Searle 1995: 28)。

ところが、グアラはこうした制度論に疑念の眼差しを向ける。



〔・・〕私は統制的ルールと構成的ルールとの区別が真正な区別であるかどうかを問うことにする。もしそれが真正な区別でなければ、サール理論全体に及ぼす帰結はかなり深刻なものとなるだろう。〔・・〕統制的ルールのみが実質的な仕事をするのであれば、サール理論が立脚する重要な区別が成り立たないことになる (Guala 2016: 62)。

グアラの答えはラディカルである。それは、サールによる二つのタイプのルールの区別が真正ではなく、構成的ルールは必要ないという答えである。

ソバト溪谷の放牧ゲームを思い出してみよう。そこでは川床を相関装置として用いることで、土地が川床の北側であればヌアー族が放牧し、南側であればディンカ族が放牧するという均衡が現れた。彼らが落ち着いた相関均衡は、次のような単純なルールにもとづくものであった。

- (R) (i)土地が川床の北側にあれば放牧せよ、南側にあれば放牧するな。(ヌアー族への命令)
- (ii)土地が川床の南側にあれば放牧せよ、北側にあれば放牧するな。(ディンカ族への命令)

この (R) は、サールの用語法に従えば、統制的ルールに属することに注意されたい。つまりそれは、あらかじめ存在する活動(放牧)をたんに規制するルールである。そして、そこには「境界」(border)、「領土」(territory)、「所有物(財産)」(property)といった制度タームはいっさい現れない。これより、グアラは、このソバト溪谷の寓話では、構成的ルールのようなものは何の役割も果たしていないと主張するのである (ibid., 63)。

ソバト溪谷における均衡は、二つの部族が統制的ルール (R) に従うことのみを要求する。だがそれでも、直観的には、ソバト溪谷に現れた社会的取り決め (social arrangement) は制度に非常によく似ているように見えるのである (idem.)。

グアラは、ソバト溪谷に足を踏み入れ、二つの部族の放牧パターンに気が付いた人類学者は、インフォーマルな境界 (border) が、両部族の領土 (territories) を分割していると結論するだろうと述べる。

しかし、境界と領土は制度的存在者 (institutional entities) である。サールによれば、構成的ルールなしに制度は存在しえない。したがって、人類学者が間違っているか、あるいは構成的ルールが余計なものである—— (R) のような統制的ルールは制度の存在にとって十分であるかのいずれかである」 (idem.)。

答えは先ほど示した通りである。グアラの「均衡したルールの理論」によれば、統制的ルールは制度の存在にとって十分であり、構成的ルールは余計なのだ。

だが両部族が従う振付家の指令が、統制的ルールのかたちをしており、そこにはサールが重視するような制度タームが出てこないからといって、構成的ルールが不要であると結論するのはやや早計ではないか。そこで、もう少しだけ詳しく、グアラの議論を追ってみることにしたい。

グアラと、彼に基本的な洞察を与えたヒンドリクスは、構成的ルールを次の二つの部分から成るルールとして捉える (Hindriks and Guala 2015: 471)。

- ① **基底ルール (B: base rule)** : あるもの X が地位機能 Y をもつために必要な物質的構成 (constitution) ないし存在論的基礎の条件 C に関するルール。(C であれば、X は Y である。たとえば、しかじかの条件を満たせば、この紙片は一万円札である。)
- ② **地位ルール (S: status rule)** : 地位 (機能) Y が規制する行動 Z、あるいはそれに伴う義務や権利を定めるルール。(Y であれば Z せよ/するな。たとえば、それが一万円札であれば、複製するな。)

「財産\*」 (property\*) という新たな理論ターム (制度ターム) の導入により、基底ルール (B) と地位ルール (S) は次のように書かれる。

(B) 土地が川床の北側に位置していれば、それはヌアー族の財産\*である。

(S) 土地がヌアー族の財産\*であれば、ヌアー族 (だけ) がそこで放牧せよ。

これら (B) と (S) を合わせたものが、サールの言う構成的ルール (CR) だと捉えられる。

(CR) 土地が川床の北側に位置していれば、それはヌアー族の財産\*であり、かつその土地がヌアー族の財産\*であれば、ヌアー族 (だけ) がそこで放牧せよ。

この (CR) の一般形式は、「C であれば X は Y であり、かつ Y であれば Z せよ」(if C then X is Y, and if Y then Z) と書かれることから、「XYZ 式」(XYZ formula) とも呼ばれる。

グアラたちによれば、新しく導入された制度ターム「財産\*」は、「振付家」のルールで命じられていた行動を表すにすぎないという。したがって、それは消去可能 (eliminable) だとされる。実際、そのように考えれば、(CR) は以下の (CR') にすぎないことになる。

(CR') 土地が川床の北側に位置していれば、ヌアー族 (だけ) がそこで放牧せよ。

この (CR') は振付家のももとの指令であり、サールの言う統制的ルールである。グアラたちは、ヌアー族とディンカ族の語彙には、構成的ルールに現れる「財産\*」といったタームがないにもかかわらず、一種の所有権制度が存在していると言う。これは「境界」(border) や「領土」(territory) といった制度タームに関しても同様である。これらの理由により、統制的ルールは、制度の生成・存在にとって十分だと考えられるのである。

構成的ルールが統制的ルールに還元可能であれば、サール理論は、均衡したルールの理論から派生させられることになる。

私がフランク・ヒンドリクスとともに展開した議論の本筋は、サールのアプローチが、現代の社会科学のアプローチと両立可能であるだけでなく、均衡したルールの理論から導出されうる (can be derived from) ことを示すねらいをもつ (Guala 2016: 58)。

私自身は、グアラたちと同様、サール理論は現代の社会科学と矛盾しないと考えている。(たとえサールが社会科学の諸成果にはほとんど関心を示さないとしても。) だが、「サール理論は均衡したルールの理論から導出される」という主張に関してはどうだろうか。この主張は、構成的ルールが不要であり、制度タームの導入は実質的な役割を果たさないというグアラたちの見解が正しいときにのみ、説得力をもつ。

## 7 「統一理論」の問題点

前節までで示した通り、グアラたちは、相関均衡を主な道具立てとする「均衡したルールの理論」(rules-in-equilibrium theory)によって、社会存在論の「難題」とされてきた「ルール説」と「均衡説」との対立を巧みに解消した。だが、グアラたちが念頭に置くルール説の「ルール」とは、もっぱら統制的ルールを指す。彼らの統一理論にとって構成的ルールは消去可能であり、「構成的ルールの理論は、均衡したルールの理論に還元可能である」とさえ言われる。

しかしながら、本当にそうなのだろうか。構成的ルールは、制度の生成・存在・存続等に関して実質的な役割を果たさないのか。以下では、現時点における私の疑問を挙げることにしたい。

### 7.1 「同一説」への疑問

まずはグアラたちの「形而上学的立場」への疑問からはじめることにしよう。なるほどグアラは、「制度ターム[構成的ルールの Y ターム]が、消去可能である (eliminable) ことは、もちろんそれらが消去されなければならない (must be eliminated) ことを意味しない」(Guala 2016: 65) と述べ、制度タームの「実践的機能」(idem.) を否定はしない。とはいえ、彼らの統一理論が「同一説」と呼びうる形而上学的立場に動機づけられていることは、次の件からも見てとれる。

[・・・] Y タームによって指示される制度的存在者は、均衡した統制的ルールと並んで、あるいはそれに加えて存在するものではない。もしそうだとすれば、ちょうど私のお尻の下にある原子たちのリストに付け加えることに似た、二重の数え上げ (double counting) の誤謬にコミットしてしまうことになるだろう。それらの存在者は二度数え上げられてはならない。なぜなら、それは一つにして同じもの (one and the same thing) であるからだ (idem., 強調は引用者による)。

この件では、私のお尻の下にある椅子は、私のお尻の下にある原子たちの集まりと同一であり、それらの原子たちに加えて椅子がある言う人は、同一のものを二度カウントする誤りを犯していることが指摘されている。この種の「同一説」は端的に誤っている<sup>7</sup>。とくに制度的存在者に関する同一説にはまったく見込みがない。それだけ

7. いわゆる物質的構成 (material constitution) の主題における、「同一説」の困難については他の場所で詳しく論じた (倉田 2017a: 第 1 講義)。

ではない。制度的存在者は、ルールに加えて存在するものではないという批判は、少なくともサール理論への批判としては的を外している。なぜなら、サールは、Xタームで表された対象への地位機能 (Yターム) の割り当てについて次のように述べているからだ。

対象 (object) が異なるわけではない。むしろ、機能を伴った新しい地位が古い対象に割り当てられたのである (Searle 1995: 57)。

サールは、「XはYと見なされる」という構成的ルールが、Yという制度的対象を創造すると主張しているわけではない。貨幣にせよ、大学にせよ、それらは(新たに創造される)対象というよりは、むしろ(あらかじめ存在する)対象に割り当てられた地位機能だと捉えられるのである。

私自身は、こうしたサールの見解には難点があると考えている<sup>8</sup>。しかしここで強調したいのは、グアラたちの「形而上学的立場」が誤っているだけでなく、サールのそれとさほど隔たっているわけでもないということである。

## 7.2 言語の役割に関する見解の相違

他方で、グアラたちとサールとのあいだには、制度の存在にとって言語が果たす役割について、大きな見解の相違があるように見える。まずはグアラたちの見解を見てみよう。

そうした言語的イノベーション〔制度タームの導入〕は、制度の存在に必要ではない (Guala and Hindriks 2015: 192)。

グアラたちは、制度ターム (理論タームあるいは Yターム) の導入が実践的な利点 (思考および言語の儉約性など) をもつことを認める一方で、それが制度の存在にとって本質的な要件ではないことを強調する。さらに「[・・] 言語は制度的現実の根本的な構成要素 (fundamental building block) ではない」(idem.) とも述べられる。

これに対しサールは、言語が、制度の存在にとって不可欠であることを強調する。

あなたは、貨幣や財産や政府や婚姻〔の制度〕をもつことなく、言語をもつことができる。し

8. サールへの反論は倉田(2017b)において行った。

かし、あなたは言語なしに、それら〔の制度〕をもつことはできない (you cannot have money, property, government, or marriage without language) (Searle 2005: 12)。

言語は、前もって存在する制度的現実をたんに記述するのではなく、部分的にそうした現実にとって構成的である (Language does not just describe a preexisting institutional reality but is partly constitutive of that reality..) (idem.)。

サールにとって、言語は、諸制度の存在にとって決して外的なものではなく、それらを構成する不可欠の要素である。そして、それ自体、もっとも基礎的な制度の一つと捉えられている。

はたしていずれの見解が正しいのか。私はサールに軍配をあげたい。ただし、「言語が重要である」といった一般的テーゼ (ありふれたテーゼ) について、ここで議論したいわけではない。そうではなく、私は、グアラたちの見解が、制度に関する彼ら自身の別の見解と整合的でないことを示したい。

均衡したルールの理論は、制度を相関均衡として捉えるが、グアラたちも認めるように、相関均衡は人間以外の動物の行動にも広く見られる現象である。ところが、グアラたちは他の動物たちの相関均衡は、「動物の慣習」 (animal convention) とは呼べても、それは制度ではないと主張する。

人間以外の多くの動物たちも社会的生物 (social creatures) ではあるが、彼らは制度のない社会に生きている (they live in societies without institutions) (Guala 2016: 53)

グアラたちが、このような差別化を図る理由は、人間以外の動物たちにとって、ある特定の戦略をとることが、いわば「遺伝子に書き込まれている」のに対し、人間はつねに「新たな戦略を発明し、多くの可能な均衡を作り出す」ことができるという点に求められる。この「違い」を生み出すのは**表象 (representation)**だとされる。グアラたちによれば、人間の場合は、他の動物たちとは異なって、外部からの刺激と行動を切断することができるが、それを可能にするのが「中間状態としての表象」なのである。ここで依拠される「表象理論」が正しいか否かはいったん於くとして、いったい何が人間に、他の動物たちにはない表象能力を授けるのか。この問いに対して、グアラたちははっきりした解答を与えていない。しかしながら、ごく「常識的な立場」からすれば、人間がそうした表象能力を獲得することができたのは、命題的構造をも

つ言語の使用を可能にするほどに、脳が発達を遂げたからではないか<sup>9</sup>。この「通説」に根本的な誤りはないとすれば、「人間には制度があるが、他の動物には制度はない」ことの理由の一つを、人間による高度な言語の使用に求めることはむしろ理に適っている。だが、これは、「言語は制度的現実の根本的な構成要素ではない」というグアラたちのもう一つの見解と整合的ではない。したがって、もしグアラたちが人間的言語の実質的な役割を認めないのであれば、人間と等しく他の動物たちにも制度を認めるべきだろう。

「言語と社会」という、いささか大きすぎる主題に深入りすることは本稿の趣旨から逸脱するとはいえ、もう一つだけ述べておきたいことがある。それは**抽象化**の能力に関してである。人間がこの能力を発達させることができたのは、脳が発達とともに、豊富な一般名詞ないし抽象名詞を含む言語を獲得できたからに違いない。(脳が発達と言語の獲得のいずれが先行したのかは私たちの関心事ではない。) 私たちが検討している事例に即して言えば、「他人のもの」と「自分のもの」を区別するために、何らかの外的なシグナル(相関装置)、たとえば干上がった川床を利用することは有効である。しかし、ヌア一族にせよ、ディンカ族にせよ、それをシグナルとして利用できるのは、ある特定の状況において、ないしはそれに極めてよく似た状況においてのみだということに注意しなければならない。だが言うまでもなく、「他人のもの」と「自分のもの」との区別が問題となるとき、つねに私たちが干上がった川床(ないしそれに似たもの)が現れる状況にいるわけではない。私たちは干上がった川床を抽象して、あるいは川床の北に位置する土地と南に位置する土地を抽象して、他の様々な場面に適用できなければならないはずである。そうした適用において、「境界」(border)や「財産」(property)といった抽象名詞——ここでは制度ターム——が実質的な役割を果たさないと考えることには無理があると言わざるをえない。

グアラたちは、日本の経済学者青木昌彦の制度論を参照しながら、均衡の諸性質を要約するシンボリックな標識(marker)が重要であることを強調する(Hindriks and Guala 2015: 468)<sup>10</sup>。

9. サールが『社会的世界の形成』(2010)の第4章を“Language as Biological and Social”と題して、人間的言語の「構文論」(syntax)から話を始めていることは決して偶然ではない(Searle 2010: Ch. 4)。

10. 青木は、制度を「ゲームが繰り返しプレイされる際立った仕方に関して共有された信念の自己維持的システム(self-sustaining system of shared beliefs)」として特徴づける(Aoki 2001: 10, 邦訳: 14)。ここで言われる「共有された信念」の内容は、ゲームの均衡の「要約表現」(summary representation of an equilibrium)ないし「縮約情報」(compressed information)である。「それらは主体の心の外部にあるシンボリックな表現(表象)をもつかもしいない」とも言われる(idem.)。

[・・]プレイヤーたちは、シンボリックな形式で均衡を表象できなければならない (the players must be able to represent the equilibrium in symbolic form) (Hindriks and Guala 2015: 466)。

青木自身は、制度の構成要素に関して、次第に「内生的ルール」から、プレイヤーに外的な「**公的表象**」(公的表現 public representation)を重視するようになった(青木 2014: 4章)。むろん、ここで言われる公的表象には、様々な相関装置(よく言われる信号機など)が含まれるが、そうした公的表象から、人間が「道具」として用いている抽象概念およびその言語表現が排除されるのはナンセンスである。それどころか、均衡を要約し、シンボリックな形式で表象するほとんど唯一の仕方は、言語(形式言語を含む)によるものだとは私は考える。この見方が正しければ、グアラたちは制度タームの導入を過小評価していることは明らかである。

### 7.3 義務賦課ルールと権能付与ルール

最後に、**法 (law)** に関して、グアラたちのテーゼが含意する重大な帰結を指摘し、「統一理論」への疑問を締めくくりにしたい。

私たちは、制度と言えただちに法をイメージするほど、現代社会の制度において、法は中心的な役割を担っている。たしかに「**均衡したルールの理論**」は、法の実効性の問題に関して説得的な説明を提供する。「なぜ人々がある法には従うのに、他の法には従わないのか」といった問いに対して、その理論は、「人びとが実際に従っている法(実効的な法)は、それに従うことに人々がインセンティブを見出すことで、均衡として実現する」という答えを導き出す。しかし、当該理論が含む「還元テーゼ」——**構成的ルールは統制的ルールに還元可能である**——は法に関して、ある深刻な帰結を含意するよう見える。なぜなら、還元テーゼが正しければ、あらゆる法は統制的ルールに還元できることになってしまうからである。別様に言えば、法の一般形式は「**A せよ**」「**B ならば A せよ**」であり、あらゆる法はこの形式に書き換えられるということになる。

この含意は、現代の法哲学に多大な影響を及ぼしたハンス・ケルゼンの理論を思い起こさせる。ケルゼンによれば、いわゆる**権能付与ルール**——たとえば契約や婚姻を有効に行うための手続きに関するルール——は、**真の(独立した)法規範**ではない。ケルゼンは、それらはすべて、誰かに何かを命じる形式の規範(**義務賦課ルール**)に



還元できると考えた<sup>11</sup>。ここで言われる「権能付与ルール」は、サールの構成的ルールに相当すると考えてよい。なぜなら、それは私たちが法的関係を取り結ぶための地位機能を付与するルールだと捉えられるからだ。このように、グラアたちの還元テーゼは、権能付与ルールの独自性を認めないケルゼンの理論と親和性をもつ。

しかしながら、今日の法哲学者たちのあいだでは、この種の還元はほとんど受け入れられていないように見える。たとえば、日本の法哲学者田中成明の次の言葉はこのことを如実に示すものである。

従来、法規範の規範的機能が論じられる場合、刑法や不法行為法などの規定に典型的にみられるように、規範違反行為に対して刑罰・損害賠償などの強制的サンクションを規定することによって一定の作為ないし不作為を命令したり禁止したりする「義務賦課規範」がその中心にすえられ、法規範のすべてをこのような義務賦課規範に還元したり関連づけたりして一元的に説明しようとする傾向が支配的であった。だが、法規範のなかには、その他にも、一般的に禁止されている行為を特別の条件のもとで例外的に許容する規範（正当防衛に関する規範、一定の条件のもとで堕胎を許容する規範など）や、有効な法的行為を行う私的・公的権能を一定の人ないし機関に付与する規範（契約・遺言・会社設立に関する規範、立法・行政・司法の組織や権能に関する規範など）のように、義務賦課規範中心の一元的理解によっては、その本来の機能を適切にとらえることのできないものが存在する（田中 2011: 66-67）。

田中の言う「一元的理解」とは、主にケルゼンの立場を指している（*ibid.*, 202-204）。田中はこうした一元論に対して、「[・・] H. L. A ハートが『法の概念』（1961）で提唱して以来、一般的に認められるようになっていくように、権能付与規範を、義務賦課規範と並ぶ、もう一つの法規範の基本型と位置づけるべきである」（*ibid.*, 67）と主張する。

森村進もまた、田中と同様の見解を示している。森村は、（権能付与ルールが裁判所への命令に書き換えられるというケルゼンの考えに対し）「それはちょうど、野球のルールを選手に向けられたルールではなしに、すべて審判とスコアラーに指令したルールであるとみなすようなものである」（森村 2015: 138）と批判する。

---

11. ケルゼンは「許可」（*Erlauben*）について、次のように述べている。「[・・]「B が特定の行動をとることが許可されている」という命題は、「A は、B が特定の行動をとることを受忍すべきである」という命題と同義であり、[・・]「B は A より一定の給付を受けることが許されている」とは、「A は B に一定の給付をなすべきだ」という命題と同義である」（ケルゼン 2014: 18）。さらに、「B の行動の許可とは、A の行動義務の反射に過ぎない。規範秩序内において、この意味の「許可」とは「命令」と同じことを別の仕方でも表現したものである」と言われる（*idem.*）。

これらと関連し、私がとくに致命的だと捉えるのは、ゲアラたちの「還元テーゼ」は、法体系における一次ルール（primary rules）と二次ルール（secondary rules）との区別という、ハート以降、広く受け入れられてきた法理論の枠組みと相いれないという点である。よく知られているように、一次ルールとは「人に何ごとかをしよう、あるいはしないよう要求する」ルールであるのに対し、二次ルールとは「人が、何ごとかを為したり述べたりすることによって、新たな一次ルールを導入したり、古くなった一次ルールを廃止・変更したり、あるいは様々な仕方での適用範囲を確定したり、その施行を統御したりすることができるよう定める」ルールである（Hart 2012 [1961]: 81, 邦訳: 140-141）。ハートは法体系（legal system）を、これら二つのレベルの異なるルールの結合として捉えた。とりわけ二次ルールの存在は、近代社会の法体系のメルクマールだと考えられる。私の見方では、二次ルールは、高次の権能付与ルールであり、それは構成的ルール的一种として理解することができる。そうだとすれば、ゲアラたちの制度理論は、近代社会の根幹となる制度の説明に際して、大きな困難を抱えてしまうことになる。構成的ルールの統制的ルールへの還元によって得られる理論的利点（エレガンスと儉約性）は、この大きな代償に決して見合うものではないだろう。

## 8 おわりに

ゲアラとヒンドリクスによる社会存在論の「統一理論」は、相関均衡あるいは「均衡したルール」という概念を用いて、これまで相いれないとされてきた、社会制度に関するルール説と均衡説との統合に大きく貢献した。哲学者たちの制度理論と社会科学者（とくに経済学者）たちの制度理論とのあいだに、乏しい交流しか見られなかった事実を鑑みて、彼らの試みは高く評価されるべきである。また、今後の社会存在論の研究において、「均衡したルールの理論」は参照点の一つとなることは疑いの余地がなかろう。

とはいえ、私たちは、広義のルール説に属するサールの「構成的ルールの理論」の扱いに関して、ゲアラたちの理論にはいくつかの看過できない問題点があることを示した。したがって、より包括的かつ適切な社会存在論を構築するためには、構成的ルールを消去あるいは還元するのではなく、むしろその洞察の一部を取り入れる仕方での「統一理論」を展開する必要があると思われる。

他方で、サールの制度論にも問題がないわけではない。その制度論において、イン

センティブや均衡の概念が何の役割も果たしていないことは、哲学以外の領域における制度論とのコミュニケーションを図るうえで大きな障害となっている。しかし私がとくに憂慮するのは、その制度論の中での「統制的ルールの位置づけ」に関する問題である。サールは制度を「構成的ルールの体系」として捉える一方で、制度論における統制的ルールの地位を解明することに失敗している。だが、7.3節で見たように、ルール（制度）は、少なくとも互いに還元されない二つの形式——義務賦課ルールと権能付与ルール——をもつと考えることは理に適っている。サールは二つのタイプのルールを正しい仕方で区別したにもかかわらず、残念ながら、一方のルール（構成的ルール）のみが制度の生成にとって本質的であると捉えてしまった。私は、構成的ルールの制度論の中に、統制的ルールを正しく位置づけることを、社会存在論の根本的課題の一つとして挙げることにしたい。その課題を適切に解決することは、グァラたちの「統一理論」を改良することにもつながるはずである。

## 文献

- Aoki, M. (2001) *Toward a Comparative Institutional Analysis*, The MIT Press. (青木昌彦『比較制度分析に向けて』瀧澤弘和・谷口和弘訳、NTT出版、2003年)
- 青木昌彦 (2014) 『青木昌彦の経済学入門——制度論の地平を拓げる』ちくま新書
- Aumann, R. J. (1987) “Correlated Equilibrium as an Expression of Bayesian Rationality,” *Econometrica*, Vol. 55, No. 1: 1-18.
- Epstein, B. (2015) *The Ant Trap: Rebuilding the Foundations of the Social Sciences*, Oxford University.
- Gintis, H. (2009) *The Bounds of Reason*, Princeton University Press. (ハーバート・ギンタス『ゲーム理論による社会科学の統合』成田・小川・川越・佐々木訳、NTT出版、2011年)
- Guala, F. and Hindriks, F. (2015) “A Unified Social Ontology,” *Philosophical Quarterly* 65, 2015: 177-201.
- Guala, F. (2016) *Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together*, Princeton University Press. (フランチェスコ・グァラ『制度とは何か——社会科学のための制度論』瀧澤弘和・水野孝之訳、慶応義塾大学出版会、2018年)
- Hart, H. L. A. (2012 [1961]) *The Concept of Law*, Third Edition, Oxford University Press. (H. L. A. ハート『法の概念』長谷部恭男訳、ちくま学芸文庫、筑摩書房、2014年)

- Hindriks, F. and Guala, F. (2015) “Institutions, Rules, and Equilibria: A Unified Theory,” *Journal of Institutional Economics* 11: 459-480.
- 川越敏司 (2010) 『行動ゲーム理論入門』 NTT 出版
- ケルゼン, H. (2014) 『純粹法学 第二版』 長尾龍一訳、岩波書店
- 倉田 剛 (2017a) 『現代存在論講義 II——物質的対象・種・虚構』 新曜社
- 倉田 剛 (2017b) 「社会存在論——分析哲学における新たな社会理論」、『現代思想』 総特集分析哲学、12月臨時増刊号
- Lewis, D. (2002 [1969]) *Convention: A Philosophical Study*, Wiley-Blackwell. (First published: Harvard University Press, 1969.)
- 森村進 (2015) 『法哲学講義』 筑摩選書
- ノース, D. (1994) 『制度・制度変化・経済効果』 竹下公視訳、晃洋書房
- 岡田章 (2008) 『ゲーム理論・入門——人間社会の理解のために』 有斐閣
- Searle, J. (1995) *The Construction of Social Reality*, Free Press.
- Searle, J. (2005) “What Is an Institution?,” *Journal of Institutional Economics* 1: 1-22.
- Searle, J. (2010) *Making the Social World*, Oxford University Press.
- 田中成明 (2011) 『現代法理学』 有斐閣